

県政広報紙広告取扱業者募集要項

1 趣旨

この要項は、愛媛県が発行する「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」の広告枠の売り渡し相手となる広告取扱業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 広告を表示する広報紙

- ・媒体名 愛媛県民だより 愛顔のえひめ
- ・規格 タブロイド判4ページ カラー
- ・配布方法 新聞折り込み（愛媛新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞）
で県内の各家庭及び事業所等に配布
各地方局・県立病院等の県関係機関、市町役場の窓口等に配置
- ・発行部数 1回当たり約339,000部（この部数は令和4年度の実績であり、新聞折込部数等の変動に伴い変更する場合がある。）
- ・発行回数 年12回

3 募集の内容等

(1) 募集する広告取扱業者

1業者

(2) 募集広告等の内容

○広告の位置 「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」3面、4面の最下段

○枠数 1回2枠、年間24枠、枠の分割は不可とする。

枠の統合は可、分割は不可とする。

○広告枠の大きさ 1枠左右245mm×天地80mm

○その他

- ・ 広告主及び表示する広告の募集は、広告取扱業者が行ってください。
- ・ 広告の掲載については、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、広告掲載要領及び広告掲載仕様書に従ってください。
- ・ 掲載しようとする広告は、広告主及び内容等について事前に県の審査を受けなければなりません。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。
- ・ 広告の作成等にかかる費用は、広告取扱業者が負担してください。
- ・ 広告の掲載に当たって、広告取扱業者は、県と広告事業に関する契約を締結する必要があります。（別添契約書案参照）

(3) 広告掲載期間

令和5年5月号～令和6年4月号

（計12回、原則毎月1日に最も近い日曜日に発行 ※1月号、4月号を除く）

4 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、令和 2～4 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。（開札時刻において、資格審査終了済みであり、資格を有している者。）
- (3) 広告代理業務について、3 年以上の営業経験を有する者であること。（法人にあっては、当該業務を法人の目的としていることが、商業登記事項証明書等により確認できること。個人にあっては、契約書等の写しにより確認できること。）
- (4) 入札参加資格確認申請書（提出期限 令和 5 年 2 月 13 日（月）午後 5 時 15 分（必着））を提出し、入札参加を認められた者。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者。

5 取扱業者の選定方法

- (1) 選定の方法
 - ア 競争入札による。
 - イ 入札書の提出、開札等の行為は紙入札により行う。
 - ウ 入札上の注意事項については、別紙「入札説明書」のとおりとする。
- (2) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 入札日時 令和 5 年 2 月 22 日（水） 午前 10 時 30 分
 - イ 入札場所 松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁本館 1 階総務部会議室
 - ウ 開 札 即時開札

6 募集要項等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間

令和 5 年 2 月 13 日（月）午後 5 時 15 分まで、下記配布場所での手渡し又は県ホームページでのダウンロードにより配布する。

なお、手渡しでの配付の場合は、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までとする。
- (2) 配布場所

【手渡しの場合】
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁本館 3 階 広報広聴課

【ダウンロードの場合】
ホーム > 県政情報 > 入札 > 公売情報等 > 県政広報紙の広告取扱業者の募集

※「県政広報紙の広告取扱業者の募集」ページのアドレス

<https://www.pref.ehime.jp/h12200/koukoku/kohoshi2023.html>

(3) 配布資料

愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告掲載要領、「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告取扱業者募集要項、入札説明書、入札説明書様式1（入札参加資格確認申請書）、入札書記入例、「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告掲載仕様書、契約書（案）

7 その他

- (1) 入札参加者若しくはその代理人は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、入札説明書、「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告掲載要領、「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告掲載仕様書、契約書(案)等を熟読し、遵守すること。
また、愛媛県の指示に従い、円滑な広告事業の執行に協力し、不穏当な言動等により、正常な広告事業の執行を妨げたり、他の応募者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良な参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本要項による手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本件に要する費用は、入札参加者又はその代理人の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 本件入札は、令和5年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

8 広報紙への広告掲載に関するお問合せ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課 広報プロモーショングループ

電話 089-912-2241（直通） F A X 089-945-4211

電子メールアドレス kohokocho@pref.ehime.lg.jp